

「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての 取りまとめ」（平成 26 年 3 月）の概要及びその後の状況

1 登録政治資金監査人の登録及び研修等

<第 2 期取りまとめのポイント>

（1）登録政治資金監査人の安定的確保及び受講機会の確保等について

○政治資金監査制度を安定的に運用していくための当面登録者数は十分確保されていることから、引き続き関係士業団体の協力も得ながら、登録政治資金監査人の新規登録及び受講機会の確保を含めた登録時研修の着実な実施並びに登録時研修未修了者への研修受講の啓発に努めていくことが適当。

○一方で、登録政治資金監査人の登録の地域的な偏在は依然として見られることから、登録政治資金監査人 1 人当たりの国会議員関係政治団体数が多い地域において、特に登録時研修を実施することにより偏在是正を図っていくことも重要。

（2）政治資金監査の適正の確保の推進について

○政治資金監査の適正をより確かなものとしていくため、以下の取組を推進。

- ・登録政治資金監査人等から寄せられる質疑等に一層的確に対応できる態勢整備
- ・必要に応じ、政治資金監査マニュアルの改定、委員会見解の表明、「政治資金監査に関する Q & A」の充実、政治資金監査チェックリスト等の有効活用の促進等
- ・関係士業団体の協力も得ながら、周知すべき事項についての効果的な周知方法の検討
- ・平成 26 年度以降、フォローアップ説明会をフォローアップ研修と位置づけ、内容の多様化と重点化を図り、継続的に実施
- ・フォローアップ研修の実施に当たり、登録政治資金監査人のニーズに応じた内容の工夫や、夜間開催等、開催時期・回数・場所についてもできるだけ多くの監査人の参加機会の確保を配意

【平成 26 年度及び平成 27 年度の取組（一部平成 28 年度予定を含む。以下同じ。）】

（1）登録政治資金監査人の安定的確保及び受講機会の確保等について

①登録政治資金監査人を対象とした登録時研修を毎年度実施。

- ・集合研修の回数（参加者）：

H 2 6 : 1 6 回（1 0 5 名）、H 2 7 : 1 7 回（6 9 名）、H 2 8 : 1 7 回（予定）

②集合研修に加えて、登録政治資金監査人の希望に基づいて、個別研修・要望研修を実施。

・個別研修の回数（参加者）：

H26：126回（126名）、H27：121回（123名）

・要望研修の回数（参加者）：

H26：0回（0名）、H27：1回（21名）

③登録政治資金監査人制度の周知のため、委員会が作成したリーフレットを士業団体へ配布。

平成27年7月5日に3士業団体に送付

④登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数が多い島根県及び高知県において登録時研修等を実施。

H26：松江市 3名（なお、フォローアップ研修参加者は7名）

H27：高知市 0名（なお、フォローアップ研修参加者は6名）

（参考）登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数（H27. 11. 27現在）

島根県：2.50、高知県：2.71、全国平均：0.79

なお、上記のように研修参加者が少なかったこと、平成27年度フォローアップ研修（実務向上研修）アンケートによると、監査人1人当たりの平均監査件数は2.48となっており、監査人の地域偏在による政治資金監査制度の安定的・円滑な運用に支障を来している状況には必ずしもないと考えられることから、平成28年度は地域偏在是正の観点からの研修開催地の選定は行わず。

（2）政治資金監査の適正の確保の推進について

①平成25年6月のマニュアル改定以降の法令改正^{（注）}の反映等のため、平成28年3月にマニュアル・研修テキストを改定。

（注）平成27年10月13日 政治資金規正法施行規則改正

②「V-8 あて名のないレシート」、「V-13 払込金受領証の取扱い」、「Ⅷ-2 個別の指導・助言の取組の趣旨について」及び「Ⅱ-12 登録政治資金監査人の守秘義務」のQ&Aを追加・改定。

③フォローアップ研修等において、「政治資金監査チェックリスト」及び「政治資金監査報告書チェックリスト」（以下単に「チェックリスト」という。）の有効活用を周知。

④士業団体の登録政治資金監査人である会員への、個別の指導・助言の取組の開始、取組結果等の周知に協力を依頼。

⑤平成26年度以降、フォローアップ説明会をフォローアップ研修と位置づけて毎年度実施。また、これまでの説明内容を引き継ぐ「実務向上研修」に加えて、新たに登録政治資金監査人が再度登録時研修と同内容の

研修を受講することを内容とする「再受講研修」を実施。

・フォローアップ研修の回数（参加者）：

（i）再受講研修：

H26：17回（287名）、H27：17回（206名）、H28：17回（予定）

（ii）実務向上研修：

H26：17回（1,116名）、H27：17回（1,034名）、H28：17回（予定）

・フォローアップ研修（実務向上研修）の受講経験者数は、登録時研修修了済の登録政治資金監査人の半数以上に達している。

H25.12.31現在：2,098人（48.5%）

H26.12.31現在：2,252人（50.2%）

H27.11.27現在：2,360人（51.6%）

⑥ フォローアップ研修においては、政治資金監査の実施や政治資金監査報告書の作成についてチェックリストの項目に沿って解説し、演習問題を追加するなど内容の多様化を行うとともに、政治資金監査報告書作成時の留意事項の解説において具体の様式例を用いて説明する等の重点化を図った。

⑦ 研修の開催時期、場所、回数についても、東京における夜間開催の継続や監査実施時期（1月～5月）を避けての開催等の配慮を引き続き行うとともに、平成28年度は新規研修開催地としてフォローアップ研修の未受講率の高かった千葉県を選定。

2 政治資金監査に関する具体的な指針

<第2期取りまとめのポイント>

○平成25年6月に政治資金監査マニュアルの改定を行った。

○マニュアルについては、フォローアップ研修や委員会ホームページを通じてその内容についての周知を図るとともに、必要な見直しを行っていくことが適当。

【平成26年度及び平成27年度の取組】

① フォローアップ研修において、チェックリストに沿った詳細な説明等を通じて政治資金監査マニュアルの内容について周知。

② 政治資金規正法施行規則の改正に伴い、平成28年3月にマニュアルを改定。マニュアルの改定内容については、平成28年度のフォローアップ研修において周知予定。

第2期取りまとめにおいて、登録政治資金監査人の業務制限の範囲について、「自ら作成・徴取した収支報告書や会計帳簿等の関係書類について自ら政治資金監査を行うこととなる場合」には「制度的対応が必要」との方向性が示されたことを受けて、平成27年10月に政治資金規正法施行規則の改正が行われた（平成28年1月1日施行）。同規則の改正内容を反映するため、平成28年3月にマニュアルを改正。また、併せて、マニュアルについて一部の記載の趣旨を明確化。

3 政治資金監査の質の向上について ～登録政治資金監査人に対する研修及び指導・助言のあり方～

<第2期取りまとめのポイント>

- 登録政治資金監査人の一定程度の人数の確保が果たせてきたことや、政治資金に関する収支報告の適正の確保及び透明性の向上に対する国民の要請に一層応えていくためにも、今後は政治資金監査の質の確保及び向上により重点を移していく段階。また、マニュアルからの逸脱事例等が散見される状況にあり、都道府県選挙管理委員会等から改善の要望を受けている。
- 更なる質の確保及び向上を図るための具体的な取組としては、①従来行ってきた登録政治資金監査人一般に対する研修等に係る内容の充実や参加の促進に加え、②当委員会から個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言を行う枠組みについて検討を行うことが適当。
- 登録政治資金監査人に対する研修については、フォローアップ研修の継続的实施と内容の充実を図るとともに、研修未参加者に対する働きかけの強化や、関係士業団体との協力を強化し、研修への効果的な参加促進の取組を実施することが適当。
- 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言及びその枠組みについては、個別の指導・助言の対象をより分けるために必要な総務省及び選挙管理委員会の確認項目（仮称）を策定し、これらに該当するものについて、総務省及び選挙管理委員会から当委員会が報告を受けた場合には、該当する登録政治資金監査人に対し、関係士業団体とも連携しつつ必要に応じて直接指導・助言を行うこととし、その具体的方法を検討する。

【平成26年度及び平成27年度の取組】

(1) フォローアップ研修について

- ① フォローアップ研修の内容の充実については「1 登録政治資金監査人の登録及び研修等」を参照。また、平成28年度のフォローアップ研修では、個別の指導・助言の取組によって把握できた逸脱事例等についてチェック

リストとの対応関係を示すことにより、逸脱の防止を図ることとした。

- ② フォローアップ研修は、日本公認会計士協会が会員に対して義務づけている継続的専門研修制度（CPE）の集合研修の科目の一つとして認められており、また各税理士会においても一定時間数の研修受講を会員に義務づけており、その対象研修として認められている。このことを、登録政治資金監査人に対して周知した上で、フォローアップ研修参加者のうち希望する者には、研修に係る研修参加証明書を交付することとした（平成27年度第1回委員会）。

（2） 個別の指導及び助言について

- ① 「政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの」及び「収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合があるもの」で構成される確認項目（10項目）を策定し、確認項目に該当した等として都道府県選挙管理委員会等から報告があった登録政治資金監査人に対して、直接委員会が個別に指導・助言を行う取組を、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から行うことを決定（平成26年度第5回委員会）。
- ② 平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組において、確認項目に該当したとして都道府県選挙管理委員会等から報告のあった登録政治資金監査人（17人）に対して個別の指導・助言を行うことを決定し、委員会から指導・助言文書を送付。

	個別の指導・助言の対象とした事例	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数	(参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数
確認項目	ア 政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの	0人	0件
	イ 収支報告書上に金額の不整合（計算誤り、表間不突合等）があるもの	17人	19件 (0.6%)
	計	17人	19件 (0.6%)

(注)

- ・ 上記の実施件数とは、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象に都道府県選管等よりなされた報告等に基づき、個別の指導・助言を実施した件数である。
- ・ 個別の指導・助言の対象とした上記事例の収支報告書は、要旨の公表時には補正されている。
- ・ 比率については、次の算式により算出。

個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数（19件）

要旨が公表された国会議員関係政治団体の平成26年分の収支報告書（定期分）の件数（2,969件）

- ③ 平成27年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査についても引き続き本取組を継続して行うこと、確認項目以外でなされた報告のうち、

収支報告書の金額と領収書等の写しとの金額との不整合があったとの報告を受けた場合には、原則として個別の指導・助言の対象とすることを決定し（平成27年度第4、5回委員会）、登録政治資金監査人や都道府県選挙管理委員会に周知。

4 政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項

<第2期取りまとめのポイント>

(1) 「領収書等」の必要記載事項^(注1)

(注1) 現行では、支出の目的、金額及び年月日（法第11条第1項）

- ① 政治資金規正法上、「領収書等」の必要記載事項として支出を受けた者の氏名及び住所を加えることについては、商取引の実態上、特に少額領収書等について住所の記載のないものが多数流通しており、必要な記載事項に不備のある領収書等の増加につながりかねないこと等から、支出の事実を証明する書類により登録政治資金監査人が確認を行うという観点からの政治資金監査上の取扱いを引き続き継続することが適当。
- ② 支出の目的の記載に欠ける領収書等の活用について、政治資金監査上の取扱いとして、必要記載事項に関し不備のある領収書等を、請求書等必要記載事項の内容を補完的に確認できる他の書面と合わせて支出を証すべき書面として取り扱うことができるとしていること（いわゆる「併せ技」）により支出の実在性の担保が図られてきていることから、引き続きこの運用を続けることとするのが適当。

(2) 会計帳簿への支出先住所の記載

- ① 支出を受けた者の住所を記載することが極めて困難な場合の対応について、支出を受けた者が団体であり、会計帳簿の備考欄に記載された住所が当該団体の主たる事務所の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されている場合には、政治資金監査においては記載不備とは扱わないというこれまでの運用によるのが適当。
- ② 会計帳簿への住所の記載について、そもそも住所の記載義務を課さないようにする制度改正は、すべての政治団体に影響する大きな課題であり、今後も検討していくべき課題ではあるが、他方、住所の転記に係る事務負担については総務省提供の会計帳簿・収支報告書作成ソフトの利用により相当程度軽減されていると考えられ、当面は、会計帳簿・収支報告書作成ソフトの一層の普及促進を図ることが適当。
- ③ オンラインシステムの利便性向上を図る中で、領収書等の写しについてもオンライン提出を可能にすること、また、政治資金監査報告書のオン

ライン提出を促進するための方策を図ることが必要。具体的には、電子的な署名の手段として、税理士に広く普及している税理士用電子証明書も活用できるようにすること等、総務省や関係士業団体と連携してオンラインシステムの利用促進に向けた取組を行っていくことが適当。

(3) 金銭を伴わない収入又は支出の記載方法

会計帳簿や収支報告書において、金銭支出を伴うものとそうでないものを記載欄で分ける等の様式の見直しは、様式・記載欄の増加により、収支報告書がかえって複雑でわかりにくいものとなる可能性があることや、国会議員関係政治団体だけでなくすべての政治団体に影響が及ぶため慎重に検討すべきであること等の論点についても考慮の上、より適当な方法がないか、見直しの必要性について更なる検討が必要。

(4) 前払式証票・後払式証票・クレジットカードによる支出の記載方法

前払式証票等による支出の記載方法の一部^(注2)については、既に簡易な記載方法を周知しているところであり、一定の定着をみている。金銭の支払いを伴う支出と前払式証票等の利用による支出の記載欄を分ける等現行の取扱いを見直すことについては、当面は政治団体における前払式証票等の利用状況をにらみながら、記載欄の変更以外の対応方法として企業会計方式を求める意見があることにも配慮して、今後必要に応じて検討していくことが適当。

(注2) 交通事業者が運営する電子マネー、ETCカード及びETCカード以外のクレジットカードによる支出の記載方法

(5) 政治資金監査を受けた収支報告書の訂正

政治資金監査を受けた後の収支報告書の訂正に係る手続きについては、引き続きフォローアップ説明会等を通じて監査人に対して更なる周知を行っていく必要がある。

(6) 収支報告書に記載すべき支出の区分

①収支報告書に記載すべき支出の分類基準について、個別具体の支出の分類で分かりにくい部分があるという指摘に対しては、例えば、政治団体のインターネットの活用等、政治活動のあり方の変化に応じて、今後とも支出の分類について疑義が生じた場合には、当委員会の見解を示す等の方法によりの的確に対応していく必要がある。

②支出項目の区分について、「経常経費」と「政治活動費」の区分、性質別となっている「経常経費」の区分、目的別となっている「政治活動費」の区分等について見直すべき（大きな方向性として、支出項目の区分を少なくすること、特に小分類を見直すことが望ましい）という指摘については、他方で、政治団体間の比較が難しくなるのではないかなど意見

も示され、直ちに支出項目の区分を見直すべきとまでは言えず、事例を見ながらさらに注視していくことが適当。

(7) 業務制限の範囲

政治資金規正法及び同法施行規則に定める業務制限の範囲の見直しについて、登録政治資金監査人が以下の9事例に該当する場合についてそれぞれ検討。

- ①過去一年以内に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者であった者である場合
- ②同一の国会議員関係政治団体の政治資金監査を一定期間以上継続して行った者である場合
- ③国会議員の確定申告を担当している者である場合
- ④同一の国会議員に係る国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者である場合
- ⑤国会議員の公職選挙法第180条の出納責任者である場合
- ⑥国会議員である場合
- ⑦国会議員本人の近親者である場合
- ⑧後援会の役員の近親者である場合
- ⑨国会議員に献金をした者である場合

政治資金監査制度の基本的性格を踏まえると、いずれの登録政治資金監査人が行うかによって政治資金監査の業務内容は左右されるべきものではないので、現在の業務制限の強化の必要性はないと示された。一方、政治資金監査は、政治資金の使途に対する国民の政治不信を払拭することを目指して導入されたことから、国民の高い信頼性を保つための配慮も必要という考え方も示された。

この基本的な考えを踏まえ、上記①～⑨の事例については、①については今後、制度的な対応が必要。また②については、当面は状況を注視し、今後必要に応じて更なる検討を行うことが適当。③～⑤については、制度改革により一律に業務制限の対象とするものではないが、登録政治資金監査人の慎重な判断を促すことが適当。最後に⑥～⑨については、基本的には業務制限の対象とする必要はないと考えられ、引き続き状況を注視。

(8) 年の途中において国会議員関係政治団体でなかった期間がある政治団体の政治資金監査等

平成25年6月のマニュアル改定において、年の途中で政治団体の区分に異動があった場合の政治資金監査の取扱いに係る規定を充実し、趣旨を明確化。この取扱いは既に一定程度定着しているものであるが、今後とも周知に努めていくことが必要。

【平成26年度及び平成27年度の取組】

(1) 会計帳簿・収支報告書ソフト、オンラインシステム等について

- ① 会計帳簿・収支報告書ソフトの活用については、フォローアップ研修において、登録政治資金監査人に紹介するとともに、政治団体の会計責任者に対し、同ソフトの活用について、必要に応じアドバイスするよう依頼。
- ② オンラインシステムの利便性向上については、平成27年7月のシステム改修により、領収書等の写し等のPDFによるオンライン提出が可能となり、また、政治資金監査報告書のオンライン提出に係る電子署名の手段として、税理士用電子証明書も利用できるようになった。平成28年度のフォローアップ研修において、具体的な手続について周知予定。

(2) 収支報告書の訂正に係る手続きについて

- ・政治資金監査を受けた後の収支報告書の訂正に係る手続きについて、フォローアップ研修等を通じて監査人に対して周知するとともに、個別の指導・助言の対象者に送った文書の中にも記述し周知を図った。

(3) 業務制限について

- ① 業務制限については、第2期取りまとめで示された方向性をもとに、具体的な業務制限の対象とすべき範囲について検討を行い、所管庁に対して対応を要請（平成26年第6回委員会）。
- ② この要請を受け、所管庁で具体的な検討が行われ、業務制限の範囲について、政治資金規正法施行規則の改正が行われた（平成27年10月13日）。具体的には、自ら作成・徴取した収支報告書や会計帳簿等の関係書類について、自ら政治資金監査を行うこととなる場合について、業務制限の対象に追加（平成28年1月1日施行）。マニュアルや研修テキスト等へも平成28年3月の改定により反映。